

**鳥取県生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会 審査報告書**  
**(鳥取県立布勢総合運動公園(ヤマタスポーツパーク))**

鳥取県立布勢総合運動公園(ヤマタスポーツパーク)の指定管理候補者について、生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

**1 指定管理候補者**

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男

**2 指定期間**

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

**3 指定管理料の額**

1,273,582,000円(債務負担行為額 1,273,582,000円)

[参考] 単年度指定管理料の額

令和6年度 254,762,000円(県民体育館改修工事に伴う休業補償を含む)

令和7年度以降 254,705,000円

**4 選定理由**

指定管理者の募集に当たっては、1団体から応募があり、審査・評価委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が適当であるとして選定した。

[選定理由]

管理運営の基本的な考え方が当該施設の管理者としてふさわしく、収支計画も堅実であると認められ、経営基盤も安定している。これまでの4期にわたる指定管理の経験と実績を有し、そのノウハウを活かし、今後も的確な施設の管理運営が見込まれる。

**5 公募の経緯**

(1) 募集期間

令和5年7月3日(月)から令和5年8月17日(木)まで

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 林 昭男

**6 審査・評価委員会の選定経緯**

(1) 審査委員

氏名	所属等
宮城 律子(委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部副学部長
河田 桂吾	鳥取県レクリエーション協会 事務局長補佐
大野 政人	米子工業高等専門学校総合工学科 准教授
朝倉 学(副委員長)	鳥取県生活環境部次長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査・評価委員会 令和5年6月10日(土)

・鳥取県立布勢総合運動公園の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査・評価委員会 令和5年8月22日(火)

・面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 〔 ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針 〕 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	なし
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○管理の基準 〔 ・有料公園施設の利用時間、休園日、利用料金等の設定内容 ・大会や行事等の利用調整方法 ・個人情報保護、情報の公開など 〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 〔 ・施設設備の維持管理 ・芝グラウンドの管理方法 ・外部委託の考え方や県内事業者への発注方針、環境に配慮した施設運営の取組 など 〕 ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔 ・競技スポーツ振興、スポーツ・レクリエーション振興及び施設の利用促進への取組、サービス向上策 ・公園の利用促進に有効な宣伝・広報 〕 ○利用者等の要望の把握と対応 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応	58点
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額の多寡	12点
4 安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔 ・障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証、あいサポート企業等の認定 など 〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	30点
5 その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案	2点
計		102点

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

選定基準 (配点)	審査結果 (平均点)	委員からの主な意見等
1 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内のスポーツ振興のため、以前からのノウハウを活かして活動していこうとされている。</li> <li>・公的な施設であるという意識が強すぎるように感じた。民間団体による管理を意識し、創意工夫を期待したい。</li> <li>・ねんりんピックなど大きな大会を控えており、運動公園の管理について10年後のビジョンが見えてきて良い。</li> <li>・これまで運動公園を管理している経験と実績が評価できる。</li> </ul>

2 (58点)	42.6点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eスポーツの大会誘致など新鮮な発案があったことは評価できる。</li> <li>・スポーツ以外の新たな施設の利用方法について、提案があるとよかった。</li> <li>・広報、情報発信については、フェイスブックだけでなく、他のSNSも活用し、公園の魅力を積極的にPRしていただきたい。</li> <li>・県民体育館は、災害時の避難場所に指定されており、スタッフが日頃からの訓練等も含め、防災拠点としての役割を認識されている。</li> <li>・芝グラウンドの管理は、専門家の助言を活かして、全国でも高評価を受けている。今後も適切な維持管理により、高評価の芝グラウンドの維持が期待できる。</li> <li>・障がい者の雇用や、障がい者に関連するイベントの広がりを期待したい。</li> <li>・これまでの実績から、今後予定されているねんりんピック、ワールドマスターズゲームズ等の大規模大会でも的確な施設管理が期待できる。</li> </ul>
3 (12点)	6.7点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の設置場所を変更し、売上増加を図る提案は、創意工夫として姿勢は評価できる。</li> <li>・夜間にジョギングする利用者のため、陸上競技場を無料で使用させているが、照明点灯により電気料金もかかるため、有料化も検討していただきたい。</li> </ul>
4 (30点)	18.4点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツに関する様々な経歴、資格を持った職員が多くいることで、利用者は安心してスポーツに取り組める。</li> <li>・長年、スポーツ運営をされてきたノウハウが活かされている。</li> <li>・県のスポーツ振興のため努力されており、評価できる。</li> </ul>
5 (2点)	1.0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネーミングライツの応募企業が増えるような施設の運営・管理に心がけていただきたい。</li> <li>・ネーミングライツ企業と連携し、企業価値が高められるような取り組みをお願いしたい。</li> </ul>
合計 (102点)	68.7点	

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 利用時間・休園日

#### ア 利用時間

陸上競技場（雨天練習場及びトレーニングルームを含む）、補助競技場、投てき場の開園時間を、7月から9月までの間、30分前倒し。

有料公園施設	4月～6月	7月～9月	10月～3月
陸上競技場	午前9時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
補助競技場、投てき場	午前9時から午後7時まで	午前8時30分から午後7時まで	午前9時から午後5時まで
多目的広場、テニス場（照明なし）	午前9時から午後7時まで		午前9時から午後5時まで
球技場、野球場、テニス場（照明あり）	午前9時から午後9時まで		
県民体育館	午前9時から午後10時まで		

※有料公園施設以外は、原則として常時開放

#### イ 休園日（現行どおり）

有料公園施設	休園日（休館日）
陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場、野球場、投てき場、テニス場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月1日から1月3日まで</li> <li>・12月29日から12月31日まで</li> </ul>
県民体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月第3火曜日</li> <li>・1月1日から1月3日まで</li> <li>・12月29日から12月31日まで</li> </ul>

### (2) 利用料金・減免

#### ア 利用料金

- ① ニーズの高い物品の貸出を開始（全身鏡100円/回、簡易音響設備1式1,050円/回）
- ② 県民体育館第1研修室の利用方法に合わせた料金の設定（1/3室利用の冷暖房利用料）

- ③ 新たに指定管理業務となった行為許可・占用許可に係る利用料の設定（現行の県使用料と同額）
- イ 減免（現行の減免事項を一部変更）
  - ① 高等学校野球連盟（軟式野球）が行うスポーツ行事を減免対象に追加（高等学校体育連盟に同じ）
  - ② 70歳以上の減免について、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限定
  - ③ 行為許可・占用許可の利用料金新設に合わせて、行為許可・占用許可に係る減免事項を設定

### （3）利用調整

- 国際大会や全国大会から県内大会まで、利用の規模に応じて公平な利用を確保する。
- ア 大規模施設利用調整調査  
国・県が主催する行事及び中国大会以上の大規模な大会、鳥取県高等学校総合体育大会など県内の学校が参加する主要な大会等は、前々年度の8月に調整を実施。
- イ 施設利用調整調査  
ア以外の県大会、地域の大会、学校行事などは、前年度の2月に調整を行い、年間利用計画を決定。

### （4）施設管理

- ア 広域の総合運動公園としての役割  
以下のことを念頭に適切な運営管理を行う。
  - ・全国規模の大会及び各競技トップリーグの開催
  - ・レクリエーション活動や地域のコミュニティ活動の場
  - ・災害時の緊急避難場所
  - ・県民の健康増進
- イ 芝グラウンドの維持管理  
高い利用率を確保しながら安全・安心に利用でき、かつ日本のトップ水準クラスの芝グラウンド状態が保てるよう維持管理に取り組む。

### （5）スポーツ・レクリエーション振興

- ア 競技スポーツ振興
  - ・競技大会が円滑に開催できる運営への支援
  - ・国民スポーツ大会などへの監督・コーチの派遣
  - ・「100mの聖地・布勢」を活用した競技力向上への取り組み 等
- イ 身近なスポーツ・レクリエーション振興業務
  - ・スポーツ教室、イベントの実施
  - ・グラウンドゴルフ大会の充実
  - ・未来のアスリート発掘事業
  - ・総合型地域スポーツクラブへの支援
  - ・高年齢者のスポーツ活動の促進
  - ・地域へのスポーツ指導者派遣
  - ・ジュニア世代を対象とした研修会、講習会の実施
- ウ 障がい者スポーツの普及振興
  - ・研修の充実
  - ・障がい者スポーツ協会との連携 等
  - ・指導員の資格取得
  - ・障がい者アスリートの雇用
- エ トレーニング指導できる職員の配置（トレーニングルーム）
- オ 体験学習プログラムの実施（園芸、子育て応援、自然体験、健康増進）

### （6）利用促進、サービス向上

- ア 空きスペースの活用（中央広場へのバスケットゴール設置）
- イ 無償貸出用具の充実
  - ・筋力トレーニング時の腰ベルト
  - ・ニュースポーツ用具（ペタンク、フライングディスク、ファミリーバドミントンなど）
- ウ ランナーのためのサービス向上
  - ・ランニングステーションの設置（無料のロッカー、シャワー）
  - ・陸上競技場の一般利用に限り夜間照明の無料化